

○角田市契約規則

平成15年3月25日規則第5号

改正

平成19年8月31日規則第26号

平成20年5月22日規則第25号

平成21年5月18日規則第15号

平成22年3月31日規則第19号

平成23年3月29日規則第16号

平成23年9月21日規則第36号

平成25年3月29日規則第12号

平成26年3月19日規則第5号

平成28年3月28日規則第10号

平成29年3月29日規則第6号

令和2年3月31日規則第12号

令和3年3月22日規則第9号

令和4年3月31日規則第17号

角田市契約規則

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 契約の方法

第1節 一般競争入札(第2条～第14条)

第2節 指名競争入札(第15条・第16条)

第3節 随意契約(第17条～第19条)

第4節 せり売り(第20条)

第3章 契約の締結(第21条～第31条)

第4章 監督及び検査(第32条～第37条)

第5章 雑則(第38条・第39条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めるもののほか、市の契約に関して必要な事項を定めるものとする。

第2章 契約の方法

第1節 一般競争入札

(一般競争入札の参加者の資格)

第2条 市長は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4に定めるもののほか、令第167条の5及び令第167条の5の2の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格要件を定めることができる。

(一般競争入札の参加手続)

第3条 一般競争入札に参加しようとする者は、隔年ごとに市長が定める期間(公有財産又は物品の売払いの場合においては、第5条の一般競争入札の公告において定める期間)に、一般競争入札参加資格審査申請書にその資格を証する書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、臨時に前項の申請を受理することができる。

(資格審査及び名簿の作成)

第4条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、これを審査し、一般競争入札に参加する資格を有する者について、競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)を作成するものとする。ただし、公有財産又は物品の売払いの場合においては、この限りでない。

(一般競争入札の公告)

第5条 市長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合は、入札期日の10日前(急を要する場合は入札期日の5日前)までに、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 入札すべき事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所及び日時
- (4) 入札執行の場所及び日時
- (5) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (6) 入札の無効に関する事項
- (7) その他入札に関し必要な事項

(入札保証金)

第6条 令第167条の7第1項の規定による一般競争入札に参加しようとする者の納付すべき入札保証金の額は、その入札金額の100分の5以上とする。ただし、単価契約を締結する場合の入札保証金の額は、

その都度市長が定める。

2 令第167条の7第2項の規定による入札保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、次の各号に掲げるものとし、その価値は、角田市公有財産規則(平成15年角田市規則第6号)第35条の規定によるものとする。

- (1) 国債証券又は地方債証券
- (2) 政府の保証のある債券
- (3) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手
- (4) その他市長が确实と認める担保

(入札保証金の免除)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が市を被保険者とする入札保証保険契約を保険会社と締結したとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去2年間に本市又は他の官公署と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

2 前項第1号に該当する場合においては、当該入札保証保険契約に係る保険証書を提出させなければならない。

(入札保証金の還付)

第8条 入札保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。以下同じ。)は、入札が終わったとき、又は入札を中止したとき、直ちにこれを還付する。ただし、落札者に対しては、契約締結後(契約保証金を納付させる契約にあっては、その納付後)還付するものとする。

2 入札保証金は、契約保証金に充当することができる。

(入札執行者)

第9条 市長は、一般競争入札を行うため、入札を執行する者(以下「入札執行者」という。)をあらかじめ職員のうちから命ずるものとする。

(入札の執行)

第10条 入札者は、市長の指定した日時及び指定した場所に入札書を提出しなければならない。

2 前項の入札書は、本人又は代理人が出頭して入札執行者に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、書留郵便をもって入札書を送付することができる。

3 代理人が入札しようとするときは、本人の委任状を提出しなければならない。

(入札執行の中止等)

第11条 入札執行者は、入札が適正に行われぬおそれがあると認めるとき、又は天災、地変その他やむを得ない事情が生じたときは、入札の執行を延期し、停止し、又は中止することができる。

(入札の無効)

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札保証金が第6条第1項に規定する額に達しない者がした入札
- (3) 一の入札について同一の入札者がした二以上の入札
- (4) 入札書に必要な事項の記載がない入札
- (5) 入札に際し不正の行為をした者の入札
- (6) その他入札に関する条件に違反した入札

(予定価格等)

第13条 予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について市長がこれを定める。ただし、一定期間継続してする請負、売買等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

- 2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短その他必要な事項を考慮して適正に定めるものとする。
- 3 予定価格を記載した書面は、これを封書にして、開札の際、開札場所に置くものとする。
- 4 市長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、必要があるときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準を作成することができる。
- 5 市長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けることができる。

(契約締結の期間)

第14条 契約につき契約書を作成する場合においては、落札者は落札が決定した日の翌日から起算して7日以内に契約書に記名押印しなければならない。ただし、遠隔地の場合その他市長が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

2 落札者が、前項の期間内に契約書に記名押印しないときは、契約を締結しないものとみなす。

第2節 指名競争入札

(指名競争入札の参加者の指名等)

第15条 市長は、指名競争入札により契約を締結しようとする場合は、資格者名簿から原則として5人以上を選定し、指名しなければならない。

2 前項の場合においては、第5条各号に掲げる事項をその指名する者に通知するものとする。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第16条 第2条から第4条まで及び第6条から第14条までの規定は、指名競争入札により契約を締結する場合にこれを準用する。

第3節 随意契約

(随意契約の範囲)

第17条 令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 130万円
- (2) 財産の買入れ 80万円
- (3) 物件の借入れ 40万円
- (4) 財産の売払い 30万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

(随意契約の手続の特例)

第17条の2 令第167条の2第1項第3号の規定による規則で定める手続きは、次のとおりとする。

- (1) あらかじめ契約の発注見通しを公表するものとする。
- (2) 契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準並びに申請方法等を公表するものとする。
- (3) 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表するものとする。

(予定価格の設定)

第18条 市長は、随意契約により契約を締結しようとする場合は、第13条第1項及び第2項の規定に準じてあらかじめ適正な予定価格を定めなければならない。ただし、見積書を徴さないときは、伺書等に予定価格の記載を省略することができる。

(見積書の徴収)

第19条 市長は、随意契約により契約を締結しようとする場合は、2人以上の者から見積書を徴するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、1人から見積書を徴し、又は見積書を徴さないことができる。

(1) 1人から見積書を徴することができる場合

- ア 機密を要する印刷物の購入契約を締結しようとするとき。
- イ 災害その他の事由により緊急に必要とする物品等の購入契約を締結しようとするとき。
- ウ 契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるとき。
- エ 1人から見積書を徴することが有利と認められるとき。
- オ 再度入札しても落札者がいないとき。
- カ アからオまでに掲げるもののほか、特別の事由により1人から見積書を徴することが適当と認められるとき。

(2) 見積書を徴さないことができる場合

- ア 年度間を通じ同一単価で提供することを内容とする契約(以下「単価契約」という。)を締結しているとき。
- イ 法令により価格又は料金に統制の定めがあるとき。
- ウ 新聞、官報、図書、定期刊行物及び法規集の追録を購入するとき。
- エ 分解又は検査をしなければ見積もることができない備品等の修繕について契約するとき。
- オ 国又は他の地方公共団体(公社、公団及びこれらに類するものを含む。)と契約を締結するとき。
- カ 1件の予定価格が10万円未満の契約を締結するとき。
- キ アからカまでに掲げるもののほか、契約の内容又は性質により見積書を徴することが困難又は適当でないと認められるとき。

第4節 せり売り

(せり売り)

第20条 第3条、第5条から第8条まで、第13条及び第14条の規定は、せり売りの場合にこれを準用する。

2 前項に定めるもののほか、せり売りの手続きについては、別に定める。

第3章 契約の締結

(契約保証金)

第21条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の額は、当該契約金額の100分の10以上とす

る。ただし、単価契約を締結する場合の契約保証金の額は、その都度市長が定める。

2 前項に規定する契約保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 第6条第2項各号に掲げるもの

(2) 保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証

(契約保証金の免除)

第22条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手方が市を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社と締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有し、過去2年間に本市又は他の官公署と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) 随意契約を締結する場合において、契約金額が50万円を超えない金額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(5) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

(6) 財産を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

(7) 国又は他の地方公共団体(公社、公団及びこれらに類するものを含む。)と契約を締結するとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、確実に契約が履行されると認められるとき。

2 前項第1号に該当する場合においては当該履行保証保険契約に係る保険証券を、同項第2号に該当する場合においては当該工事履行保証契約に係る保証証券を提出させなければならない。

(契約保証金の還付)

第23条 契約保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。以下同じ。)は、契約履行後に還付する。ただし、公有財産又は物品の売払いの契約においては、契約保証金を買受代金に充当することができる。

(契約書の作成)

第24条 契約書を作成する場合には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当しない事項

については、この限りでない。

- (1) 契約履行の場所
- (2) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (3) 監督及び検査
- (4) 履行期限の繰上げに関する事項に関する事項
- (5) 履行遅滞その他の債務不履行の場合における遅延利息、違約金その他損害賠償に関する事項
- (6) 危険負担
- (7) 担保責任
- (8) 契約に関する紛争の解決方法
- (9) 契約の解除に関する事項
- (10) その他必要な事項

2 議会の議決に付さなければならない契約を締結する場合には、議会の議決を得たときに本契約として成立する旨を記載した仮契約書により仮契約を締結するものとする。

(契約書作成の省略)

第25条 次の各号のいずれかに該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 1件の契約金額が30万円を超えない契約を締結するとき。
- (2) せり売りに付するとき。
- (3) 物品を売り払う場合において、買受け人が代金を即納してその物品を引き取るとき。
- (4) 電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供の契約を締結するとき。
- (5) その他市長が特に必要がないと認めたとき。

2 前項第1号に該当し、契約書の作成を省略する場合は、契約の相手方から請書その他これに準ずる書面を徴さなければならない。ただし、第19条第2号に該当する場合は、請書その他これに準ずる書面を徴さないことができる。

(契約の変更)

第26条 契約の相手方は、天災地変その他やむを得ない理由により義務の履行ができない場合には、市長の承認を得て契約を変更することができる。

2 市長は、公益上必要があると認めたときは、契約の相手方と協議して、契約を変更することができる。

3 前2項の規定による契約の変更は、文書をもってしなければならない。

4 工事又は製造の請負契約について、設計の変更により契約金額を変更しようとするときは、原設計金額をもって原契約金額を除し、これを変更する設計に係る金額を乗じて得た金額により行うものとする。

る。

(契約の解除)

第27条 市長は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、契約を解除することができる。

(1) 契約の締結又は履行について不正行為があったとき。

(2) 正当な理由がなく着手期日を過ぎても着手しないとき。

(3) その責に帰すべき理由により履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。

(4) 前各号に定める場合のほか、契約事項に違反したとき。

2 前項の規定により、契約を解除した場合において、既済部分又は既納部分があるときは、契約の相手方の費用で撤去若しくは引き取りをさせ、又はこれらに相当する対価を支払って市の所有とすることができる。この場合において、損害があるときは、これを賠償させなければならない。

3 前項の規定は、契約が無効となった場合にこれを準用する。

(債権譲渡の禁止)

第28条 契約の相手方は、市長の承認を受けた場合のほか、契約上の債権を譲渡し、貸与し、又は担保に供してはならない。

(履行遅滞の違約金)

第29条 契約の相手方の責めに帰すべき理由により、履行期限までに履行が完了しない場合は、契約金額(可分のもので一部の引継を完了し、又は、一部の納付があったときは、その残額)について、遅滞日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した違約金を徴する旨の約定をしなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を履行遅滞に対応する賠償額と予定した場合は、この限りでない。

2 前項の違約金を徴収する場合は、契約代金又は契約保証金から控除し、なお不足があるときは、その不足分を徴収するものとする。

(前金払)

第30条 前金払いのできる経費は、令第163条第1号から第7号までに掲げる経費及び令附則第7条に定める経費のほか、次に掲げる経費とする。

(1) 保管料

(2) 保険料

(3) その他市長が特に必要と認めた経費

2 令附則第7条の規定により公共工事に要する経費について前金払をするときは、請求書に工事名、工

事場所及び請負金額を記載した書類及び支払計算書、前金払申請書、公共工事の前金払保証事業会社の副本等を添付させなければならない。

(部分払)

第31条 市長は、工事若しくは製造の請負契約又は物件購入契約の履行完了前において、その既済部分又は既納部分に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度として部分払をすることができる。

- (1) 工事又は製造の請負 既済部分に対する代価の10分の9に相当する額
- (2) 物件の購入 既納部分に対する代価に相当する額

第4章 監督及び検査

(監督)

第32条 市長は、契約の適正な履行を確保するため、職員に命じ、又は職員以外の者に委託して必要な監督をしなければならない。

2 前項の監督は、立会、指示によるほか、工程管理又は履行途中における工事若しくは製造に使用する材料の試験若しくは検査等の方法によって行う。

(完成の届出)

第33条 工事又は製造の請負契約の相手方は、当該工事又は製造が完了したときは、直ちに完成届又は完了届を市長に提出しなければならない。

(検査)

第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、職員に命じ、又は職員以外の者に委託して必要な検査をしなければならない。

- (1) 契約の相手方が履行又は給付を完了したとき。
- (2) 第31条の規定により部分払をするとき。
- (3) 工事又は製造の請負契約において、竣工後外部から検査できない部分について必要があるとき。
- (4) その他市長が必要と認めたとき。

2 前項の検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて、給付の内容、数量の確認を行うほか、必要に応じ破壊若しくは分解又は試験によってこれを行うものとする。この場合において、これに要する費用は、契約の相手方の負担とする。

3 第1項の規定により検査を行う者は、当該検査を終了した場合は、速やかに検査の結果について調書を作成し、市長に報告しなければならない。ただし、第25条の規定により、契約書の作成を省略したものについては、これを省略することができる。

(検査の立会い)

第35条 検査は、契約の相手方の立会いのもとにこれを行わなければならない。ただし、契約の相手方が立ち会わないときは、欠席のまま検査するものとし、検査の結果については、立ち会わないことによる異義の申立ては認めない。

(再検査)

第36条 第34条第1項の検査に合格しないときは、契約の相手方は、直ちに取り替え、又は補修等を行い、再検査を受けなければならない。この場合において、これに要する費用は、契約の相手方の負担とする。

2 第34条第3項の規定は、前項の再検査について準用する。

(目的物の引渡しを受ける時期)

第37条 工事若しくは製造の請負契約又は物件購入契約その他の市が目的物の給付を受ける契約においては、検査に合格した後、その引渡しを受けるものとする。

第5章 雑則

(この規則により難しい場合の措置)

第38条 特別の理由によりこの規則の規定によることができない場合は、市長が別に定めるところによるものとする。

(委任)

第39条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に廃止前の角田市財務規則(昭和53年角田市規則第5号)の規定によりなされた行為は、この規則の相当規定によりなされた行為とみなす。

附 則(平成19年8月31日規則第26号)

この規則は、平成19年9月1日から施行する。

附 則(平成20年5月22日規則第25号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の角田市契約規則の規定は、施行の日以後に行う契約から適用し、同日前に行う契約については、なお従前の例による。

附 則(平成21年5月18日規則第15号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の角田市契約規則の規定は、施行の日以後に行う契約から適用し、同日前に行う契約については、なお従前の例による。

附 則(平成22年3月31日規則第19号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の角田市契約規則の規定は、施行の日以後に行う契約から適用し、同日前に行う契約については、なお従前の例による。

附 則(平成23年3月29日規則第16号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の角田市契約規則の規定は、施行の日以後に行う契約から適用し、同日前に行う契約については、なお従前の例による。

附 則(平成23年9月21日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第12号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の角田市契約規則の規定は、施行の日以後に行う契約から適用し、同日前に行う契約については、なお従前の例による。

附 則(平成26年3月19日規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の角田市契約規則の規定は、施行の日以後に行う契約から適用し、同日前に行う契約については、なお従前の例による。

附 則(平成28年3月28日規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の角田市契約規則の規定は、施行の日以後に行う契約から適用し、同日前に行う契約については、なお従前の例による。

附 則(平成29年3月29日規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の角田市契約規則の規定は、施行の日以後に行う契約から適用し、同日前に行う契約については、なお従前の例による。

附 則(令和2年3月31日規則第12号)

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の角田市契約規則の規定は、施行の日以後に行う契約から適用し、同日前に行う契約については、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月22日規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第29条の規定は、施行の日以後に行う契約から適用し、同日前に行う契約については、なお従前の例による。

附 則(令和4年3月31日規則第17号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。